

久喜宮代衛生組合議会
令和6年第1回定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	令和 5 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号） について	1
議案第 2 号	令和 6 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	2
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例	3
議案第 4 号	久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条 例の一部を改正する条例	4
議案第 5 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例	5
議案第 6 号	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例	1 4
議案第 7 号	久喜宮代衛生組合し尿処理施設設置及び管理条例の一部 を改正する条例	2 1
議案第 8 号	財産の無償譲渡について	2 2

議案第 1 号

令和 5 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第2号

令和6年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

令和6年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第3号

久喜宮代衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合監査委員条例（平成27年久喜宮代衛生組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「法第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第4号

久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第8項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書き中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第5号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第24条第3項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700

29	202,400	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,700	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	211,400	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	212,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	214,400	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	216,200	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	217,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	219,600	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	221,100	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	222,600	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	224,100	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	225,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	226,800	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	228,200	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,400
47	229,600	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,800
48	231,000	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	471,200
49	232,400	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	471,500
50	234,000	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	471,900
51	235,500	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	472,300
52	236,900	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	472,700
53	238,100	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	473,000
54	239,700	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	473,400
55	241,200	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	473,800
56	242,600	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	474,200
57	243,600	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	474,500
58	245,100	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	474,900
59	246,400	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	475,300
60	247,600	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	475,700
61	248,700	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	476,000
62	249,700	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	476,400
63	250,600	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	476,800

64	251,500	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	477,200
65	252,400	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	477,500
66	253,300	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	477,900
67	254,100	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	478,300
68	254,900	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	478,700
69	255,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	479,000
70	256,700	332,800	370,900	387,100	407,600	449,200	
71	257,900	333,500	371,600	387,600	407,900	449,500	
72	259,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,800	
73	260,200	334,600	372,500	388,500	408,300	450,100	
74	261,400	335,200	373,100	388,900	408,600	450,500	
75	262,500	335,700	373,800	389,300	408,900	450,800	
76	263,600	336,300	374,400	389,700	409,100	451,100	
77	264,700	336,600	374,800	390,000	409,300	451,400	
78	265,800	337,100	375,300	390,300	409,600	451,800	
79	266,900	337,500	375,900	390,600	409,900	452,100	
80	267,900	337,900	376,400	390,800	410,100	452,400	
81	268,900	338,300	376,900	391,000	410,300	452,700	
82	269,900	338,800	377,500	391,300	410,600	453,100	
83	270,900	339,300	378,000	391,600	410,900	453,400	
84	271,800	339,800	378,300	391,800	411,100	453,700	
85	272,700	340,100	378,700	392,000	411,300	454,000	
86	273,600	340,500	379,200	392,300	411,600	454,400	
87	274,500	341,000	379,600	392,600	411,900	454,700	
88	275,400	341,400	380,000	392,800	412,100	455,000	
89	276,300	341,700	380,400	393,000	412,300	455,300	
90	277,200	342,100	380,900	393,300	412,600	455,700	
91	278,100	342,600	381,300	393,600	412,900	456,000	
92	279,000	343,000	381,700	393,800	413,100	456,300	
93	280,000	343,200	382,000	394,000	413,300	456,600	
94	281,000	343,600	382,400	394,300	413,600		
95	281,900	344,100	382,800	394,600	413,900		
96	282,800	344,500	383,100	394,800	414,100		
97	283,300	344,700	383,500	395,000	414,300		
98	284,000	345,100	383,900	395,300	414,600		

99	284,700	345,500	384,300	395,600	414,900		
100	285,600	345,800	384,600	395,800	415,100		
101	286,600	346,100	385,000	396,000	415,300		
102	287,400	346,500	385,400	396,300	415,600		
103	288,200	346,900	385,800	396,600	415,900		
104	289,000	347,300	386,100	396,800	416,100		
105	289,700	347,800	386,500	397,000	416,300		
106	290,200	348,200	386,900	397,300	416,600		
107	290,600	348,600	387,300	397,600	416,900		
108	291,000	349,000	387,600	397,800	417,100		
109	291,200	349,500	388,000	398,000	417,300		
110	291,500	349,900	388,400	398,300	417,600		
111	291,700	350,200	388,800	398,600	417,900		
112	292,000	350,500	389,100	398,800	418,100		
113	292,200	351,000	389,500	399,000	418,300		
114	292,400	351,400	389,900	399,300	418,600		
115	292,700	351,800	390,300	399,600	418,900		
116	292,900	352,200	390,600	399,800	419,100		
117	293,200	352,500	391,000	400,000	419,300		
118	293,500	352,900	391,400	400,300	419,600		
119	293,800	353,300	391,800	400,600	419,900		
120	294,100	353,700	392,100	400,800	420,100		
121	294,400	354,000	392,500	401,000	420,300		
122	294,800	354,400	392,900		420,600		
123	295,100	354,800	393,300		420,900		
124	295,500	355,200	393,600		421,100		
125	295,700	355,500	394,000		421,300		
126	295,900	355,900	394,400		421,600		
127	296,200	356,300	394,800		421,900		
128	296,600	356,700	395,100		422,100		
129	296,800	357,000	395,500		422,300		
130	297,100	357,400			422,600		
131	297,500	357,800			422,900		
132	297,900	358,200			423,100		
133	298,100	358,500			423,300		

134		358,900					
135		359,300					
136		359,700					
137		360,000					
138		360,400					
139		360,800					
140		361,200					
141		361,500					
142		361,900					
143		362,300					
144		362,700					
145		363,000					
146		363,400					
147		363,800					
148		364,200					
149		364,500					
150		364,900					
151		365,300					
152		365,700					
153		366,000					
154		366,400					
155		366,800					
156		367,200					
157		367,500					
158		367,900					
159		368,300					
160		368,700					
161		369,000					
162		369,400					
163		369,800					
164		370,200					
165		370,500					
166		370,900					
167		371,300					
168		371,700					

	169		372,000					
	170		372,400					
	171		372,800					
	172		373,200					
	173		373,500					
	174		373,900					
	175		374,300					
	176		374,700					
	177		375,000					
	178		375,400					
	179		375,800					
	180		376,200					
	181		376,500					
	182		376,900					
	183		377,300					
	184		377,700					
	185		378,000					
	186		378,400					
	187		378,800					
	188		379,200					
	189		379,500					
	190		379,900					
	191		380,300					
	192		380,700					
	193		381,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基礎給料月額						
		216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」

を「100分の68.75」に改める。

第24条第3項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条第4項関係）

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事及び技師の職務
2級	主任の職務
3級	係長及び主査の職務
4級	課長補佐及び所長の職務
5級	課長及び困難な業務を行う所長の職務
6級	次長及び困難な業務を行う課長の職務
7級	事務局長の職務

（久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の一般職任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の一般職任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の一般職任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年衛生組合条例第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）
- 第3章 廃棄物の適正な処理（第8条—第12条）
- 第4章 一般廃棄物処理手数料（第13条・第14条）
- 第5章 一般廃棄物処分業（第15条—第22条）
- 第6章 雑則（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物を適正に処理し、及び再利用を推進することにより、良好な生活環境の保全及び資源が循環して利用されるまちづくりを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（住民の責務）

第3条 住民は、家庭系廃棄物の適正な処理に関し、衛生組合の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理に関し、衛生組合の施策に協力しなければならない。

（衛生組合の責務）

第5条 衛生組合は、廃棄物を適正に処理するとともに、その再利用を推進するための

施策を行うことにより、廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 衛生組合は、廃棄物の適正な処理及び再利用に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。
(指導及び助言等)

第6条 管理者は、廃棄物の適正な処理に関し必要と認めるときは、住民及び事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

- 2 管理者は、前項に規定する指導及び助言に従わない事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 管理者は、前項に規定する勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったとき、又は前条第2項の規定に基づき必要と認めるときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

第7条 廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、法第5条の7の規定に基づき、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、管理者の諮問により、前項に規定する事項について審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 商工業関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第8条 衛生組合は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第9条 衛生組合は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(業務の委託)

第10条 衛生組合は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により衛生組合が処理することができる産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内の量のものとし、管理者がその都度決定するものとする。

(適正処理困難物の指定)

第12条 管理者は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、公表することができる。

2 管理者は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者（次項において「事業者」という。）に対し、回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

第4章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して徴収する手数料は、別表第1に定める金額により算出した額とする。

2 前項の手数料を算定する場合の基礎となる数量は、管理者が定めるところによる。

(手数料の減免)

第14条 管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、手数料の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 一般廃棄物処分業

(許可の申請)

第15条 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請により許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

3 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失うものとする。

(変更の許可申請等)

第16条 法第7条の2第1項の規定により、変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請により許可をしたときは、変更許可証を交付するものとする。

3 法第7条の2第3項の規定により廃止又は変更の届出をしようとする者、又は規則で定める事項の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に届

け出なければならない。

(許可証の再交付)

第17条 第15条第2項又は前条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、管理者に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(遵守義務)

第18条 一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。

(2) 自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。

(事業の停止)

第19条 管理者は、一般廃棄物処分業者が法第7条の3各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第20条 管理者は、一般廃棄物処分業者が法第7条の4各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(報告)

第21条 一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の処分に関し、管理者の求めるところにより、必要な報告をしなければならない。

(申請手数料)

第22条 一般廃棄物処分業の許可若しくは事業範囲の変更許可又は許可証の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第23条 管理者は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認められる者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第24条 管理者は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(技術管理者)

第25条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認めた者
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第13条関係）

区分	単位	手数料		付記
		収集、運搬及び処分を行うもの	処分のみを行うもの	
直接搬入する一般家庭ごみ	10kgにつき		200円	
一般家庭から排出された粗大ごみ	1点につき	500円	500円	
事業系一般廃棄物	10kgにつき		200円	
動物の死体	1体につき		500円	10kg未満
			1,000円	10kg以上30kg未満

備考

- 1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。
- 2 直接搬入する一般家庭ごみ又は事業系一般廃棄物の手数を算出する基礎となる数量が10kg未満のときは、10kgとし、その数量が10kgを超えるときは、10kg未満の端数を四捨五入して計算する。
- 3 一般家庭から排出された粗大ごみの手数を算出する基礎となる数量を管理者が別に定める場合については、この限りではない。

別表第2（第22条関係）

手数料の名称	申請手数料 (申請1件につき)
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	3,000円
許可証再交付申請手数料	3,000円

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合規約の変更に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜宮代衛生組合し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合し尿処理施設設置及び管理条例(平成22年久喜宮代衛生組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表八甫清掃センターの項を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合規約の変更に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第8号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、議決を求める。

1 財産の種類

建物

建物				その他
名称	所在地	床面積	構造	
八甫清掃センター し尿処理施設 (し尿処理棟)	久喜市八甫 2525 番地	2,410.63 m ²	鉄筋コンクリ ート造2階建	付属する設備及び 物品一式を含む
八甫清掃センター し尿処理施設 (倉庫)	久喜市八甫 2525 番地	8.40 m ²	鉄骨造平屋建	

2 譲渡の相手方

久喜市

令和6年3月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

提案理由

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分に関する協議書に基づき、八甫清掃センターし尿処理施設を無償で譲渡をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものであります。